

○高経 T O E I C 成績優秀者表彰規程

平成 22 年 4 月 1 日
後援会告示第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高崎経済大学学生の英語能力の向上に寄与するため、T O E I C 試験において他の模範と認められる学生の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 表彰の対象者は、高崎経済大学に在籍する学部生のうち、T O E I C 公開テストにおいて、700 点以上の高得点を獲得したものである。

(表彰の区分)

第 3 条 表彰の区分、内容は次のとおりとする。

- (1) 満点賞 (990 点) 賞状及び記念品 (10 万円相当)
- (2) 最優秀賞 (900 点以上 989 点以下) 賞状及び記念品 (5 万円相当)
- (3) 優秀賞 (800 点以上 899 点以下) 賞状及び記念品 (2 万円相当)
- (4) 優良賞 (700 点以上 799 点以下) 賞状及び記念品 (1 万円相当)

(表彰の申請)

第 4 条 表彰の申請を行うものは、毎年度 2 月末日までに申請書 (様式 1 号) を事務局に提出するものとする。なお、本申請は前条の表彰区分ごとに年度中、1 回のみの申請とする。

(表彰の決定)

第 5 条 表彰の決定は、前条の申請内容を審査後、代表理事が行うものとする。

(表彰の公表)

第 6 条 表彰者は、本人同意のもと「たかけい学報」及び大学ホームページにて公表し、その栄誉を顕彰する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前最優秀賞 (800 点以上) を受賞した者のうち、平成 30 年 4 月 1 日以降 900 点以上を獲得した者は、最優秀賞及び満点賞の対象とする。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高経 T O E I C 成績優秀者表彰申請書

令和 年 月 日

(一財) 高崎経済大学後援会
代表理事 井上達之助 様

住所 _____

氏名

| | |
|-------|-----|
| 学部 | 年 |
| 学籍番号 | — |
| (TEL) | — — |

高経 T O E I C 成績優秀者表彰規程第 2 条に該当するので、同規程第 4 条の規定に基づき申請します。

1 申請区分

| | |
|------|---------------|
| 満点賞 | (990 点) |
| 最優秀賞 | (900 点～989 点) |
| 優秀賞 | (800 点～899 点) |
| 優良賞 | (700 点～799 点) |

※添付書類:TOEIC スコアー表 (写し) 1 部

2 表彰の公表等

| | | |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 表彰の公表 | 「たかけい学報」掲載 | 可・否 |
| | 大学HP掲載 | 可・否 |
| 記念品 | 図書カード (記念品全て) | |
| | 図書カード + 生協食堂利用券 2,000 円 (※有効期限あり) | |

----- 【事務局記入欄】 -----

| | | | | | |
|-----|---|--------|----------|------|--------|
| 受 付 | 審 | 担当 | 事務局長 | 代表理事 | |
| | | | | | |
| | 査 | 【表彰区分】 | | | 【交付決定】 |
| | | 第 3 条 | (1) 満点賞 | 点 | 可・否 |
| | | | (2) 最優秀賞 | 点 | 可・否 |
| | | | (3) 優秀賞 | 点 | 可・否 |
| | | | (4) 優良賞 | 点 | 可・否 |